

規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、「アフターケア事業全国ネットワーク」という。

2 この団体の通称を「えんじゅ」とする。

(事務局)

第2条 この団体の事務局は、アフターケア相談所ゆずりはの事務所（東京都国分寺市本多一丁目13番13号）に置く。

(定義)

第3条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アフターケア事業 退所児童等アフターケア事業、社会的養護自立支援事業その他社会的養護を受けた者を主たる対象として生活支援、就労支援、居場所の提供等の援助を行う事業
- (2) 退所児童等アフターケア事業 平成29年3月31日雇児発0331第53号『「児童家庭支援センターの設置運営等について」の一部改正について』による改正前の平成10年5月18日児発第397号「児童家庭支援センターの設置運営等について」別紙2「退所児童等アフターケア事業等実施要綱」に定める事業
- (3) 社会的養護自立支援事業 平成29年3月31日雇児発0331第10号「社会的養護自立支援事業等の実施について」別紙1「社会的養護自立支援事業実施要綱」に定める事業

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この団体は、アフターケア事業を実施する団体が集い、学び、支えあうことを通じ、社会的養護を受けた者が等しく権利を保障され、豊かな関係性と多様な選択肢をもって幸福を追求することのできる社会を形成することを目的とする。

(事業)

第5条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) アフターケア事業に関する調査研究事業
- (2) アフターケア事業に従事する職員及びアフターケア事業を管理運営する者のための研修事業
- (3) アフターケア事業に関する制度改善に向けた政策提言事業
- (4) ウェブサイトの運営、広報誌の発行その他アフターケア事業に関する広報事業
- (5) その他前条の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(資格)

第6条 この団体の会員は、アフターケア事業を実施する団体のうち、この団体の目的に賛同し、この団体の事業を積極的に行うものとして、この規約の定めにより入会を承認されたものをいう。

(入会)

第7条 この団体の会員として入会しようとする団体は、別に定める入会申込書を事務局に提出して、入会を申し込むことができる。

- 2 代表理事は、前項の申込みがあったときは、申込みをした団体の活動目的、活動内容、アフターケア事業の実施状況等を考慮し、その団体が第4条に定める目的に賛同し、第5条に定める事業を積極的に行うものと認められる場合に限り、理事会の議決を経て、その団体の入会を承認する。入会を認めないときは、速やかに、理由を付して、書面をもって申込みをした団体に通知する。

(年会費)

第8条 会員は、事業年度ごとに、年会費として1万円を納入しなければならない。

- 2 年会費の納入期限は毎年5月末日とする。ただし、最初に納入する年会費は、第7条第2項の承認を受けた日が属する月の翌月末日とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 会員である団体が消滅したとき
- (3) 年会費の支払を継続して2年以上怠ったとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を事務局に提出して、この団体を退会することができる。

(除名)

第11条 代表理事は、会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会における会員総数の4分の3以上の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金等の不返還)

第12条 会員が資格を喪失した場合において、納入された入会金及び年会費は、資格を喪失した時期にかかわらず、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この団体に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事、1名を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 役員は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があったとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この団体の財産の状況を監査すること

(3) 前2号による監査の結果、この団体の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実を発見したときは、これを総会に報告すること

- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 役員員数が第13条第1項各号に定める下限に達しなくなったときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会における会員総数の4分の3以上の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(職員)

第19条 この団体に、事務局員を置くことができる。

2 事務局員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(通常総会及び臨時総会)

第20条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、全会員をもって構成する。

2 会員以外の者は、出席した会員の過半数の議決により、総会に出席することができる。ただし、総会で発言するときは、議長の許可を得なければならない。

(権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 規約の変更

- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (4) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (5) 役員を選任及び解任に関する事項
- (6) その他この団体の運営に関する重要な事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 会員総数の5分の1以上の会員から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第24条 総会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、同号の書面を受け取った日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 代表理事は、総会を招集するときは、すべての会員に対し、会議の日時、場所及び目的を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに、総会を招集する旨を通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の構成員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各会員の表決権は、1会員につき1票とする。

2 やむを得ない事由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 総会の場所が遠方であることその他やむを得ない事由により総会に出席できない会員は、代表理事の許可を得て、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる。

方法を利用して総会に参加し、表決することができる

4 前2項の規定により表決した会員は、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 代表理事は、総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席会員数(前条第4項の規定により出席したものとみなされた会員がある場合は、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名及び押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、全理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会が議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局の組織及び運営に関する事項

(4) 前各号に定めるもののほか、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事総数の2分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、各号の書面を受け取った日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 代表理事は、理事会を招集するときは、すべての理事に対し、会議の日時、場所及び目的を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに、理事会を招集する旨を通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、1理事につき1票とする。

- 2 やむを得ない事由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 理事会の場所が遠方であることその他やむを得ない事由により理事会に出席できない理事は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を利用して理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 代表理事は、理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席理事数及び出席理事氏名（前条第4項の規定により出席したものとみなされた理事がある場合は、その理事の氏名を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 2 議事録には、議長が記名及び押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の管理)

第38条 この団体の資産は代表理事が管理し、その方法は代表理事が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第40条 この団体の事業報告及び収支決算は、代表理事が、毎事業年度ごとに、事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第41条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第42条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

第9章 解散

(解散)

第43条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 会員がいなくなったとき

2 前項第1号に定める事由によりこの団体が解散するときは、全会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第44条 この団体が解散したときに残存する財産は、総会において選定した者に帰属するものとする。

第10章 雑則

(細則)

第45条 この規約の施行について必要な細則は、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この規約は、2018年6月16日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。
 - (1) 代表理事 高橋亜美
 - (2) 副代表理事 矢野茂生
 - (3) 理事 安孫子健輔
理事 石井寛昭
理事 加瀬進
理事 田北雅裕
理事 中野誠司
理事 広瀬朋美
 - (4) 監事 安井飛鳥
- 3 この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この団体の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、成立の日から2019年3月末日までとする。